

平成22年度

教育行政執行方針

東神楽町教育委員会

町 民 憲 章

わたくしたちは、東神楽町民であることに誇りと責任をもち、この憲章をかかげて先人の遺業をつぎ、明るく住みよい郷土をつくることに励みましょう。

- 1 希望をもってたゆまず自分をみがきましょう
- 1 元気で働き豊かな家庭をつくりましょう
- 1 きまりを守り明るい郷土を築きましょう
- 1 いたわりあって楽しい社会をつくりましょう
- 1 感謝の心で自然の恵みをたたえましょう

平成 22 年度教育行政執行方針

平成 22 年第 1 回東神楽町議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今日の社会情勢は、少子・高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中で、社会保障、環境問題、景気の低迷など、様々な課題を抱えており、その解決に向けた取組が行われています。

教育においても、21 世紀を切り開く心豊かでたくましい人材の育成に向けた教育基本法の改正を踏まえた教育振興基本計画に基づき、確かな学力の向上に向けて、教育各般にわたる新たな課題に適切に対応していくことが求められています。

更に、全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、いずれの調査に於いても、テレビ・ビデオを視聴する時間が長く、学習や運動する時間が短いなどが明らかになっており、学習習慣や運動習慣・生活習慣などの定着に課題が見られることから、これまで以上に確かな学力や豊かな心など、子どもたちが「自立して生きる力」と「共に生きる力」を育む教育の充実が求められています。

このような中であって、新しい時代を拓く創造性と活力ある地域社会を築きあげていくために、倫理観や道徳性など、豊かな人間性と自ら学び・自ら考え・主体的に判断できる資質や能力を身に付け、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成していくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、このような教育課題に応えるため

「まちづくりは 人づくり」との基本にたつて、町民各位のご理解とご支援をいただきながら、家庭・学校・地域が果たすべき責務や役割を再認識するとともに、相互の連携を図りながら、それぞれがもつ教育力を十分発揮していくことができるよう努め、時代を育む教育・文化・スポーツの充実発展に向け引き続き取り組んでまいります。

＝ 未来を拓く力を育むまちづくり ＝
学校教育について申し上げます。

学習指導については、子どもたちを取り巻く教育改革が大きく変化する中で、学校教育における緊要な課題は、児童生徒が学ぶ意欲を持ち続け、生き生きと学習に取り組むことができる環境を実現することにあります。

このため、「確かな学力」を育成するには、子どもたち一人一人に基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図り、活用・探求する力を調和的に高めなければなりません。

また、幼児や児童生徒の発達段階に応じて、自ら考え判断し、主体的に行動する資質や能力を育てる教育がますます重要な課題となっています。

こうした観点から、教育課程の実施にあたっては、課題学習、発展学習、体験的・問題解決的な学習、習熟度別指導・個別指導やグループ指導、ティームティーチング(TT)など、一人一人の子どもたちの学習状況に応じた、きめ細かな指導方法、指導体制の工夫に努め、個に応じた指導を充実してまいります。とりわけ教育活動を展開するにあたっては、基礎・基本を確実に身に付けさせ、社会で生きる実践的な力を育み、夢や希望を実現出来るよう、地域の人材

や自然環境、社会教育施設などの教育資源を有効に活用してまいります。また、本年度は、新学習指導要領の移行期間2年目となり、小学校は平成23年4月から、中学校は平成24年4月からの全面実施に向け、基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成を目指し、授業時数の増加とともに算数・数学・理科の学習内容の増加や小学校5・6年生の外国語活動を引き続き実施してまいります。

「豊かな心」の育成については、学校・家庭・地域が一体となって創意工夫し、地域に開かれた特色ある教育活動を通じて善悪の判断や、生命を大切に作る心、人権を尊重する心などの規範意識や倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、美しいものや自然に感動する心などの豊かな人間性と社会性を育むため、心に響く道德教育を推進するとともに、奉仕・体験活動や本に親しむための読書活動などの充実を図ってまいります。

子どもたちの「健やかな体」の育成については、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るための基礎を培う観点から、健康・体力の向上や運動に親しむ体育授業の充実、自発性・自主性を高め運動能力の向上を図る運動部活動や少年団活動の支援に努めてまいります。

なお、これまで、社会教育を主として指導してきた社会教育指導員を教育アドバイザーに改称し、新たに社会教育・学校教育を含めた教育活動の相談・助言・指導を行うとともに、社会教育と学校教育の連携を図りながら積極的に教育支援に取り組み、子どもたちが安心して通える学校づくりに努めてまいります。

複式教育については、地域の自然・文化などの教育資源を活用し、小規模校の特性を活かした「体験学習」「集合学習」や「交流

学習」を行うなど、学習活動を工夫した複式教育の充実を図るとともに、小規模複式教育の在り方について、保護者や地域住民の意見を十分踏まえて、引き続き検討してまいります。なお、忠栄小学校では、児童数減に伴い職員が減員になることから、事務補助員を配置し学校運営の支援に努めてまいります。

国際理解教育については、次代を担う児童生徒が国際的感覚や行動力を身に付け、国際社会の一員としての自国の文化に誇りを持ち、諸外国の歴史や文化の理解を深め尊重するとともに、自分の考えを表現できる基礎的語学力を身に付けられるよう、引き続き外国人英語指導助手を小中学校の英語授業や総合的な学習・外国語活動に派遣し、英語学習の充実とコミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

情報教育については、教育用コンピュータの基礎的操作方法を習得するとともに、インターネットやコンピュータ関連機器を利用した情報活用能力の育成に努めてまいります。

障がいのある児童の教育については、障がいの状態や発達段階に応じた、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行う「特別支援教育」を推進してまいります。

また、障がいのない児童と共に活動し、触れ合う機会を設けながら、互いの理解を深め好ましい人間関係を育てる交流教育に努めてまいります。

さらに、各小中学校に校内委員会やコーディネーターを配置し、特別支援学校や医療、福祉機関、家庭等との連携を密にしながら適切な指導に努めてまいります。

また、国や道の特別支援教育の体制整備や動向を踏まえ、学校との緊密な連携を図りながら、児童生徒や保護者の教育的ニーズを適切に対応するとともに、調査研究や研修会を通じて、地域・保護者への意識啓発や理解促進に努めてまいります。

このため、「特別支援教育支援員」を東聖小学校に2名増員するとともに、引き続き、東神楽小学校・東神楽中学校に配置し、軽度の発達障がいや学習・生活・人間関係・コミュニケーション等の面につまずきのある児童生徒に対する、授業や授業外での個別指導を通じて、より細かな支援に努めてまいります。

生徒指導については、日常的な教育活動を重視し、児童生徒のいじめや不登校・携帯電話による誹謗中傷・登下校時の不審者による声かけ事案をはじめ、青少年の非行などの問題が教育上の大きな課題となっています。

いじめ問題に関しては、いつでも・どこでも起きうるという認識の下、いじめに悩む子どもたちを守るための迅速且つ的確な対応が必要であります。

学校は子どもたちにとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければなりません。子どもたち同士の相互理解や子どもたちと教職員の信頼関係を確立し、教職員が互いの連携を深める中で、生き方を重視する道徳教育や進路指導など、温かい愛情のなかにも厳しさを持って社会性・自立性を育む指導の充実に努めてまいります。

道徳教育については、生命や人権を尊重する心や、他人を思いやる心などを育てる道徳教育を充実するとともに、その大切さを訴え、家庭、地域と一体となった心の教育の推進に努めます。また、新学習指導要領への移行に即した道徳教育の組織的、計画的な推進を図

るとともに、児童生徒一人一人に命の尊さや人間尊重の精神、自らを律する心や責任感、思いやりなど、豊かな心を育て、道徳的実践力を高める指導の一層の充実に努めてまいります。

健康安全教育については、交通安全教育の徹底を図るとともに、防災教育や体力づくりなどの運動習慣や早寝早起き朝ごはん運動を通じて、規則正しい生活習慣を促し、たくましい心身を育む保健指導や安全教育の推進に努めてまいります。

また、地域の方々や関係機関と連携を図り、児童生徒の安全確保に向けて、引続き地域ぐるみの運動を推進してまいります。

また、学校給食では衛生管理や指導を徹底するとともに、献立などの工夫を行い栄養バランスのとれた、安全で楽しい学校給食に努め、望ましい食習慣や生活習慣を養ってまいります。

幼稚園教育については、幼児期は人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であるとの認識に立ち、幼児一人一人の発達段階に応じた指導計画の充実に努めてまいります。

このため、幼児が遊びを中心とした楽しい集団生活の中で共に育つことを基本にし、家庭との連携を深めながら、人との関わりや、色々な体験を通して、望ましい生活習慣や態度、さらには幼児期にふさわしい道徳性を身に付け、健康で明るく伸び伸びと行動する子どもの育成に努めてまいります。

また、他の幼稚園や保育所、小学校との交流を通して指導方法の充実に努めるとともに、預かり保育の実施により保護者の利便性を図り、就園しやすい環境づくりに努めてまいります。

教職員の研修については、学校教育の直接の担い手である教職

員の人間性や生き方が、幼児、児童生徒の人間形成に与える影響は極めて大きいことから、教職員一人一人の意欲を高める研修体制の充実と研修活動の推進に努めてまいります。

このため、一人一人の教職員が社会の変化や新しい教育課題に適切に対応し、これからの学校教育を推進するための専門的な指導力の一層の向上を図る必要があります。また、教師個々には、しっかりとした教育観をもって豊かな感性や創造性を発揮できる、資質の向上に向けた校内研修をはじめ、各種の研修会・研究会への積極的な参加を奨励するとともに、地域活動への参加による人々との交流など、研修機会の充実に努めてまいります。

教育環境の整備については、引き続き学校図書及び教育機材・備品などの学習環境の整備充実に努めるとともに、東聖小学校校舎及び東神楽幼稚園園舎の耐震補強工事の実施に向け、本年度は耐震実施設計を行います。

＝ **豊かな心と夢を創造するまちづくり** ＝

次に社会教育について申し上げます

社会教育の推進について臨む基本姿勢としては、特に、子どもたちの自然や生活に即した直接体験を重視し、その「生きる力」の芽を育てる学習機会の設定や、子どもたちの健やかな成長・発達には、家庭と地域の教育力を回復し向上させていくことが重要であることから、学校行事などの多くの親が集う場を活用し、子育ての智慧や知識を得る機会を提供するなど家庭のあるべき姿を問い直す機会の確保に努めます。また、学校に対する過度な期待が家庭や地域の

教育力低下に拍車をかけたことを省み、地域住民のボランティアによる学習支援やスポーツ指導、登下校の見守りなど、様々な学校活動を地域全体で支える態勢として「学校支援地域本部」事業を引き続き推進してまいります。また、そのことにより、町民自ら学んだ成果が正しく評価され、地域で生かされる町民の自己実現に寄与してまいります。

生涯学習の推進にあたっては、学習歴重視の姿勢に立ち、人生の各段階における多様な要求に応えられる学習機会の確保のみならず、相談業務や情報の提供が大切な要素と言えます。従って今後とも、庁内機構の調整や関係機関・団体との連携により、人々の生涯学習を効果的かつ横断的に推進するための創意工夫に努めてまいります。さらに、市町村の区域にまたがる広域的な学習機会にも着目し、実践者や指導者でもある町民の自発的かつ持続的な学習を促進してまいります。

また、高齢化が加速する今日、その豊かな経験や知識を生かし若年世代との交流や社会参加の機会を確保しながら、家庭や地域において孤立することなく、高齢者が生き生きと輝き健康な毎日を送れるよう、高齢者大学の開設や自治会活動を通じた多様な学習機会の提供と充実に努めてまいります。

家庭や地域の教育力に関しては、核家族化、少子化や人間関係の希薄化などにより家庭・地域の教育力の低下が叫ばれている中、家庭や地域が思いを一つにし、互いに連携・協力しながら教育力を高め、地域全体で子どもたちを守り育ていくことが大切です。このためにも、保護者に対し心に響く子育て情報の提供や学習

機会の確保はもとより、子育ての悩みや不安解消に役立つ相談窓口などその実効性に配慮してまいります。また、自然や生活・社会体験が豊富な子どもほど規範意識や倫理観などの資質や能力が備わると言われており、自主性や協調性、礼儀を重んじる豊かな心を育てる地域子ども会やスポーツ少年団等の健全育成の場を引き続き支援してまいります。さらには、今日、家庭における子どもの生活リズムの乱れが懸念されていることから、「早寝早起き朝ごはん運動」を町内に広く提唱、啓蒙し、親と子の双方の思いを近づけ生活習慣の安定化を期するなど、体力や学力の向上にも寄与してまいります。

芸術文化の振興については、創作や発表など多彩な分野の活動や優れた芸術文化への関心が高まり、生活に潤いや心の豊かさを求めていく傾向が強まっています。このような今日的背景を踏まえ、芸術鑑賞会の企画をはじめ展示施設などを活用した発表会や作品展を催すなど、町民の創作意欲に結びつく機会の充実に努めてまいります。また、文化連盟や関係機関との連携を図り、郷土芸能保存会をはじめサークルやグループ主導の自主的な文化活動を支援するとともに、児童生徒が郷土の資料について学ぶ機会や生の舞台公演を鑑賞する機会を確保してまいります。

図書館を通じた読書の推進についてであります。今日、子どもの読書活動推進の意識調査などにおいては、①学校における朝読書や図書室の整備、②読み聞かせによる読書普及活動、③乳幼児期から家庭で絵本に親しむ習慣などの三点に高い関心と期待が寄せられています。このため、今後、「読書推進のまち」としての流れを形成していけるよう読書推進計画づくりの着手や、幼児から児童生

徒に至るまで読書が及ぼす影響の重要性に鑑み、学校図書室協力員を配置し本の貸し出しのほか、子どもの読書相談にも応じ図書を借りやすい環境をつくってまいります。また、保護者への意識啓発に向け、読書奉仕サークルなどと連携した「読み聞かせの会」や関連行事等を継続的に推進していきます。さらに、乳幼児を抱える保護者を対象とするブックスタート事業を通じ、親と子が心を通わせ絵本そのものを楽しむ習慣づくりにも配慮してまいります。

公民館活動の推進にあたっては、公民館が生涯学習や交流の拠点としての役割ばかりでなく、地域住民の自治能力を培い住民参画の地域づくりを行える最も適した場であるとの期待が寄せられていることを見過ごしてはなりません。環境問題をはじめ消費生活や地域教育、健康いきがいなど、実生活に即した学習や実践を重ねる中核として、これまで地域の特性を活かし自治機能を発揮しながら大きな成果を上げてきています。従って今後も、公民館活動の原点には人々がそこに「集い」「学び」「結ぶ」にあるといった変わらざる理念があることを踏まえ、急激に変化する時代の中にも創意工夫を凝らした試みや公民館相互の連携事業の推奨など、地域づくりに対する持続的かつ総合的な支援を講じてまいります。

スポーツの振興についてであります。今日、継続して運動を実践する・しないの二極化が進んでいる中、多くの人々が健康の保持・増進や病気の予防に関心を抱き、また、余暇活動の一面も併せ持つスポーツを通じたコミュニケーションを志向する傾向も一層顕著になってきています。従って、だれもが心身共に健康で快適な

生活を送るために気軽に等しくスポーツに取り組むことのできる環境づくりが喫緊の課題となっております。このため今後も、各種コミュニティスポーツ大会等の開催や初歩的なスポーツ教室の開設、学校体育施設の活用、ニュースポーツの普及促進など、敷居も低く親しみやすい多面的なスポーツの振興に努めてまいります。また、体育協会やスポーツ関係機関・団体との連携を図りながら、本町のスポーツ振興の基盤を支えていくとともに、幼児から成人まで幅広い層の人々が継続してスポーツを生活に取り入れ、楽しんでいける「総合型地域スポーツクラブ」の安定的な運営の支援や、各種指導者の発掘・養成に努めてまいります。

社会教育関係施設については、地区公民館をはじめ地域から要望のある施設の改修や設備の充実に努め、毎日の生活に欠かせない関連施設の安全で快適な利用が確保されるよう、その適正な運営・管理に努めてまいります。

以上、「全ては子どもたちのため」との基本姿勢に立ち、平成22年度における教育行政の執行に関し基本となる考えを申し上げましたが、町民の皆様をはじめ関係各位の信頼と負託に応えられるよう、本町の教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くす所存であります。どうか町議会議員各位の一層のご理解・協力を心からお願い申し上げます、教育行政の執行方針といたします。